

安中市森林整備計画

〔計画期間〕

始期 令和 2 年 4 月 1 日

終期 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

〔変 更〕

令和 4 年 4 月 1 日

群馬県 安中市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題――1
- 2 森林整備の基本方針――1
 - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針――4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢――5
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法――5
 - (1) 伐採方法について
 - (2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項――7

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項――7
 - (1) 人工造林の対象樹種
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
- 2 天然更新に関する事項――8
 - (1) 天然更新の対象樹種
 - (2) 天然更新の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項――9
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
 - (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準――9
 - (1) 更新に係る対象樹種
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
- 5 その他必要な事項――10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法――10
 - (1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - (2) 間伐の実施すべき標準的な間隔
- 2 保育の種類種別の標準的な方法――11
- 3 その他必要な事項――11

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法――11
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
(1)	区域の設定	
(2)	森林施業の方法	
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備及び維持管理に関する事項	18
(1)	基幹路網に関する事項	
(2)	細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20

III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
(1)	区域の設定	
(2)	鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
(1)	森林病虫害等の駆除、予防の方針及び方法	
(2)	その他	

2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
	（1）森林保健施設の整備	
	（2）立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	23

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	24
	（1）森林経営計画の記載内容に関する事項	
	（2）森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
	（1）地域住民参加による取り組みに関する事項	
	（2）上下流連携による取り組みに関する事項	
	（3）施業実施協定の参加促進対策	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	25

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

安中市は県西部に位置し、市西部の山地は長野県との県境になっている。この山並みを水源とする碓氷川、九十九川が市のほぼ中央部を東西に流れており、東部の平地の他は中山間地、西部には広く扇形をなした山間地帯山林で構成されている。

近年、森林は木材等生産機能のほか、水源の涵(かん)養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健・文化・教育的利用といった多面的機能が求められており、これらを考慮した森林資源の整備推進が重要である。

本市の総面積は 27,631ha であり、森林面積は 17,106ha で市の総面積の約 62%を占めている。民有林面積は、9,707ha で、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は、4,976ha であり人工林率は約 51%である。人工林は 35 年生以下の若い林分が約 478ha で約 10%となっており、今後、適時適切な施業を実施していく必要がある。また、51 年生以上の人工林が 3,861ha で約 77%となっており、資源が充実してきたことから、木材利用についても検討する必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表 I・1 のとおりとする。

また、本市の森林資源の況から特に留意すべき事項については次に示すものとする。

ア「水源涵(かん)養機能」及び「山地災害防止機能/土壌保全機能」

本市は河川の源流部を有しており多目的ダムである坂本ダム・霧積ダムと利水専用の中木ダムがある。

市の水利用について、山間地域は一ノ瀬湧水を水源とした上水道と簡易水道・小水道によってまかなわれており、市内を東西に横断する国道 18 号沿線地域は坂本浄水場上流で上水道の取水をしている。さらに本市は大都市圏の水源地帯に位置しているため、良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の維持・管理に重要である、スギ等人工林について、複層林施業・長伐期施業等を森林所有者等の理解を得ながら推進するものとする。

また、集落に隣接している急峻な山林や、市内に広く分布している地表近くに軽石層を含んだ山林は豪雨時等に災害を受けやすい条件にあることから、山林の山地防災機能を重視し、伐採に際しては極力裸地面積の分散・縮小を図るとともに、良好な土壌を維持できるよう、下層植生の発達を確保することとし、適切な間伐・保育に十分留意する。

イ「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」及び「文化機能」

市の南西部に位置する妙義荒船佐久高原国定公園は、優れた自然景観を有しているとともに、貴重な動植物の生息地域であることから、森林が持つ自然力を活用するものとする。

また、上信越高原国立公園に隣接する鉄道周辺地域は JR 信越本線横川・軽井沢間廃止後の地域振興策として、豊かな自然と歴史文化を活用した地域づくりに取り組んでいる。

市の平野部に点在している里山林は人と自然とのふれあいの場であり、生活にゆとりと潤いを与える空間であることから、森林の形成を維持し保護及び適切な施業・利用に留意していくものとする。また近年、農地や住宅街にサル・イノシシ・シカ等野生動物による被害が発生しているため、山林所有者の理解・協力を得ながら育成複層林施業等による動植物の生育環境を考慮した整備を行うものとする。

これらのことを踏まえて快適な森林環境及び森林景観の保全・創出については、多様な樹種・林相からなる森林及び林木が適切な間隔で配置されている森林等へ誘導する森林整備を推進するものとする。

表 I-1 地域の目指すべき森林資源の姿とする。

	区 分	森林の機能（働き）	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵(かん)養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進、飛砂防止）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止、防風、防雪など）	下層植生が成育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化機能に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全）	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
	木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

近年の地球温暖化問題をはじめとする地球環境に対する意識の高まりで、市民の森林資源に対する注目がより一層注がれている。人工林や天然林が多様に存在する本市の豊かな森林を次の世代へと引継いでいくには、森林所有者による着実な森林施業がより求められているといえる。

本市では、人工林の間伐促進を最重要課題として、適時適切な管理が不足している森林の把握を行い、森林施業の必要性に対する合意を得られるよう森林所有者に働きかけるとともに、作業路網整備をさらに充実させ効率の良い森林施業の推進を図っていく。国や県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を活用するとともに、森林整備ボランティアによる手法も検討していく。

森林整備を推進していく上で重要となる実際の森林施業について、着実かつ適時適切な施業を計画的に実行できるようにする。また、森林の所有に関係なく、市民が森林整備や森林活動等への関心を持ち、本市の森林がより身近なものであることを実感してもらうことを推進するものとする。

これらを踏まえ、表Ⅰ-1に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための整備指針を表Ⅰ-2のとおりとする。

表Ⅰ-2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものでないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、森林所有者、森林組合、森林管理署等関係機関と連絡を密にとり、共同施業や機械化をすすめるとともに林内作業路網等のより一層の整備・拡充を図り、長期的展望に立った林業諸施策の効率的な森林整備の基盤づくり等を推進するものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を、表Ⅱ-1のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢は、あくまでも主伐に関する指標であり、これをもって伐採を促すものではない。

表Ⅱ-1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
全 域	35	40	35	40	60	用 材	その他
						70	15

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木を伐採及び搬出するに当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮するとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとする。

（1）伐採方法について

区 分	伐採方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図る。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	①主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。 ②主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。 ③伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。 ④皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。 ⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
育成複層林	①主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。 ②択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。 ③皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。 ④天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。 ⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
天然生林	①天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。 ②伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。 ③天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。 ④森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑤森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりとする。

※1
1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

※2 ※3
2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

※4
3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

4) 参考（現況）については、平成27年4月1日時点の数値。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

主伐期に達した人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進し、木材の需給関係に留意する。

また、森林の伐採は落石等、山地災害に留意して行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、表Ⅱ―2に定めるもののほか、地域に応じた有用広葉樹とする。

なお、スギ苗木を選定する場合、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努める。

表Ⅱ―2 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、地域に応じた有用広葉樹	

注：上記に定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／h a）	備 考
ス ギ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
ヒノキ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
アカマツ	中仕立	4, 0 0 0	
カラマツ	中仕立	2, 5 0 0	

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地寄せを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、クロマツは3月～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととする。

また、表Ⅱ—7に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は表Ⅱ—3に示すとおりとする。

表Ⅱ—3 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、表Ⅱ—4の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は市の林務担当課とも相談の上、適切な方法を選択することとする。

表Ⅱ—4 天然更新をすべき樹種

区 分	対 象 樹 種	備 考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうち萌芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

注：上記に定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表Ⅱ—5に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）を更新する必要がある。

表Ⅱ—5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は表Ⅱ—6のとおりとする。

表Ⅱ—6 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。 また、目的樹種の妨げとなる不要木については早めに除去するものとする。 なお、天然更新については、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	地表処理として、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐性の堆積物があり、種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所で行う。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。 目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種がおおむね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を表Ⅱ—7のとおり定める。当該森林での植栽に当たっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表Ⅱ—7 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	面積 (h a)	備考
該当林分なし		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は下表のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）とする。

表Ⅱ—8 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹 種	5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の導入により所有者の負担の軽減を図りつつ造林の実施を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、本市においては間伐が十分に実施されていない状況であることから、国・県の補助事業の活用により、間伐の推進及び間伐材の有効利用を図る。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐の実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次の表Ⅱ—9に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の同級に努めることとする。

表Ⅱ—9 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回	5回		
スギ	3,000本/地位級	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図を使用
	3,000本/地位級	17	23	31				
	〃（伐期80年）	17	23	31	44	69		
ヒノキ	3,000本/地位級	18	23	30				
	3,000本/地位級	21	27	36				
	〃（伐期80年）	21	27	36	53			
アカマツ	4,000本/地位級	16	21	28				
	〃（伐期80年）	16	21	28	40			
カラマツ	2,500本/地位級	18	23	29				
	〃（伐期80年）	18	23	29	40			

(2) 間伐の実施すべき標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、表Ⅱ—10のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって伐採を促すもの

ではない。 ※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとする。

表Ⅱ－１０ 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の間隔	備考
標準伐期齢未満	概ね１０年	
標準伐期齢以上	概ね１５年	

２ 保育の種類種別の標準的な方法

保育は、表Ⅱ－１１に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

表Ⅱ－１１ 保育の作業種別の標準的な方法

保育 の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下 刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる 切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除 伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。 実施期間は、8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝 打	スギ										1	生長休止期に実施する。	
	ヒノキ										1		

３ その他必要な事項

森林経営管理法第４２条第１項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林については、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上定めるものとする。

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（１） 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵(かん)養機能維持増進森林」という）、「森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「山地災害防止／土壌保

全機能維持増進森林」という)、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(以下「快適環境形成機能維持増進森林」という)、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」(以下「保健文化機能維持増進森林」という)、「その他の公益的機能や維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分する。(それぞれの機能については表Ⅰ-1 参照)

なお、区域ごとの森林の区域は表Ⅱ-1 2のとおりとする。また、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

ア 水源涵(かん)養機能維持増進森林

水源涵(かん)養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵(かん)養機能維持増進森林の区域として設定する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、雪崩防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に設定する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定する。

エ 保健文化機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等を、保健文化機能維持増進森林として設定する。

オ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1の(1)の(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について設定する。

表Ⅱ-1 2 区分ごとの森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵(かん)養機能維持増進森林	27,34~37,45,51~54,82,94~98,99・1,99・2,111~115,118~120,122,130~145,148~151,155~161,163~169・1,171・1,172~180	4,975
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	該当森林なし	—
快適環境形成機能維持増進森林	該当森林なし	—
保健文化機能維持増進森林	該当森林なし	—

その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当森林なし	—
----------------------------------	--------	---

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は表Ⅱ—13のとおりとする。
なお森林施業方法による森林の区域は表Ⅱ—14のとおりとする。

表Ⅱ—13 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源涵(かん)養機能維持増進森林	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年)
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形・傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林 ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
快適環境形成機能維持増進森林	③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)等
保健文化機能維持増進機能	○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業(標準伐期齢×2)×係数を行うことも可能 ※係数は0.8～1.2 長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

表Ⅱ—14 施業方法ごとの森林の区域

施業の方法		森林の区域	面積（h a）
伐期の延長を推進すべき森林 （標準伐期齢＋10年）		27,34~37,45,51~54,82,94~98,99-1,99-2,111~115,118~120,122,130~145,148~151,155~161,163~169-1,171-1,172~180	4,975
長伐期施業 （標準伐期齢×2）×係数 ※係数は0.8～1.2		該当森林なし	—
複層林施業を すべき森林	択伐以外により複層林 施業を推進すべき森林	該当森林なし	—
	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	該当森林なし	—
特定広葉樹の育成を行う 森林施業を推進すべき森林		該当森林なし	—

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を次のとおり設定することとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

（1）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」という）に設定する。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定める。

なお、区分ごとの森林の区域は表Ⅱ—15のとおりとする。

また、区域内において、1の機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

表Ⅱ—15 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

区 分	森林の区域	面積（h a）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	30~41,49~60,62~65,91,92-1,94~96,99-1,99-2,100~107-1,108~119,121~125,127,130,131,136~139,143~145,147~154,156~171-1,173~181	6,995
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

（2）森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するために、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

なお、地域により、急傾斜な地形をしており、極力皆伐を控え択伐施業を推進する。

3 その他必要な事項

1 に示す公益的機能別施業森林以外の本市が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備等について、次のとおり定める。

なお、区分ごとの森林の区域は表Ⅱ－16のとおりとする。

また、区域内において1及び2の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(1) 安中市独自の公益的機能別施業森林の区域

ア 水源の涵(かん)養の機能を重視する森林

水源の涵(かん)養の機能を重視した森林施業を推進すべき森林を、水源の涵(かん)養機能を重視する森林の区域として設定する。

表Ⅱ－16 安中市独自の公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵(かん)養の機能を重視する森林	1~8・1,9,10,12・2,17,18,20,21,27~33,38~43,44・1,44・2,45~50,55~70,72~75,79~82,84~86,87・1,87・2,88,89・1,90~93,100~107・1,108~110,116,117,121,123~129,146,147,152~154,162,169・2,169・3,170・1,170・2,181	4,443

(2) 安中市独自の公益的機能別施業森林の区域ごとの森林施業の方法

本市独自の公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は表Ⅱ－17のとおりとする。

表Ⅱ－17 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源の涵(かん)養の機能を重視する森林	・ 水源の涵(かん)養の機能を重視した森林施業を実施するものとし、保安林等の他法令により定められた森林はその施業方法を遵守する。 ・ 伐期は標準伐期齢とする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林施業の集約化、林業担い手育成、林業機械化の推進、国産材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を受委託する場合は次のことに留意するものとする。

ア 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。

- イ 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。
- ウ 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

市及び森林組合が中心となり、規模を大きくして効率を上げた施業委託などの施業共同化を検討、促進していくものとする。

また、本市に森林を有する国、県、市町村、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは施業計画の団地ごとの協議会を開催し合意形成に努める。特に表Ⅱ—18に定める森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図るものとする。

表Ⅱ—18 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在（林班）	区域面積（ha）	対図番号
入牧	146,150~166	1,427	
下平	130~145,147~149	1,290	
行田・中木	87-1~88,92-1~94,96~98	425	
原	167~169-2	192	
坂本	169-3,170-1,171-1~181	836	
小根山	99-1,99-2,110~114,119	541	
木馬瀬	120~122	171	
板ヶ沢	115~118	310	
新井・土塩	106~109	314	
横川	100~105,170-2	358	
松井田・増田	90,91,123~128	370	
上後閑	31~39	610	
西上秋間	50~59	614	
計		7,458	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。
- イ 作業路網等その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の1人が施行等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき債務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための、林地の傾斜区分・搬出方法に応じた路網密度の水準について、表Ⅱ－19のとおり定める。

表Ⅱ－19 計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	30～40	70以上	110以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	23～34	50以上	85以上
	架線系作業システム	23～34	—	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	16～26	45以上	60以上 (50)
	架線系作業システム	16～26	—	20以上 (15)
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5～15	—	5以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬送器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：「急傾斜地」の（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注5：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注6：細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道を主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム（表Ⅱ－20）に対応した路網整備を推進する。

また、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表Ⅱ－21のとおり定める。

表Ⅱ－２０ 高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム

区 分	作業システム	伐 採	集 材	造 材	運 搬
緩傾斜地	車両系	ハーベスタ	グラップル	ハーベスタ	フォワーダ トラック
中傾斜地	車両系	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウィンチ	ハーベスタ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地	車両系	チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地	架線系	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

表Ⅱ－２１ 路網整備等推進区域

路網等推進区域	面積(ha)	路線数	開設予 定延長 (m)	対図 番号	備考(林班)
入牧	1,428	4	1,500		146, 150~166
下平	1,291	5	1,500		130~145, 147~149
行田・中木	424	9	3,500		87-1~88, 92-1~94, 96~98
原	192	5	1,500		167~169-2
坂本	836	6	1,500		169-3, 170-1, 171-1~181
小根山	540	8	5,000		99-1, 99-2, 110~114, 119
木馬瀬	173	7	3,500		120~122
板ヶ沢	309	4	1,300		115~118
新井・土塩	314	3	1,000		106~109
横川	358	4	1,200		100~105, 170-2
松井田・増田	370	3	1,000		90, 91, 123~128
上後閑	608	5	2,500		31~39
西上秋間	612	6	3,000		50~59
計	7,455	69	28,000		

３ 作業路網の整備及び維持管理に関する事項

(１) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める群馬県林業専用道作設指針(平成23年7月20日制定)に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

西毛地域森林計画の内容に則り、開設及び拡張等を進める。

別表(P27) 基幹路網の整備計画(西毛地域森林計画より)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める群馬県森林作業道作設指針(平成23年6月13日制定)に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適切に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画を表Ⅱ－22のとおり定める。

表Ⅱ－22 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	備考
整備計画なし			

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

広く流域内の市町村・森林組合と情報交換を積極的に行いながら、現在従事している者に限らず幅広く林業労働者育成、林業技術の普及を推進していくものとする。

(1) 林業就業者の育成

本市における林業は小規模経営かつ農業との兼業がほとんどであるため、農業振興策の機会を借りるなどして林業就業者の育成対策も実施していく。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる処遇の改善などが必要であり、これらの取組みを支援する。

(2) 林業後継者等の育成

本市の林業労働者数は危機的状況に面している。このため、誰でも林業に就労できる環境を早急に議論し、激減している新規参入者の育成・確保に努めるものとする。

さらに若者を中心に、住居地、職業などに関わらず可能な限り森林技術の普及を推進していくものとする。

(3) 林業事業体の経営体質強化の方策

本市の林業の担い手である森林組合に対しては、施業の共同化、各方面との新たな連携の創出等により受注の増強を図れるよう全市をあげて取り組み、もって事業量の安定化を図るものとする。その他事業体についても早急に動向を把握して、経営体質強化に向けた方策を検討していくものとする。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。そこで、機械化への関心を高め、導入可能な方法についての検討をあらゆる機会において推進していくものとする。

具体的には、補助事業や制度資金の活用による林業機械の導入を促進する。機械化に伴う安全性の確保及びオペレーター養成等の研修事業に積極的に参加するよう指導する。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)のようなことから、検討の基礎として高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を表Ⅱ－２３に示すとおりとする。

表Ⅱ－２３ 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

施 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内全域	チェーンソー チェーンソー プロセッサ グラップル 林内作業車 小型運搬車 小型集材機 フォワーダ	} チェーンソー } プロセッサ } ハーベスタ 小型集材機 グラップル クレーン付トラック フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ
造 保 育 林 等	地 拵	チェーンソー 刈払機 人力	チェーンソー 刈払機 トラクタ 人力
	下 刈	刈払機	刈払機 トラクタ

(3) 機械化の推進方策

きたるべき高性能林業機械作業の観点から、機械の性能や市内における地形、現況作業路等を把握・分析し、今後の作業路網整備において活用していくものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の利用促進のために必要な林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画を表Ⅱ－２４定める。

表Ⅱ－２４ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		計 画		備 考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当計画なし					

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたU・I・Jターン等の本市への定住の促進を図るため、居住場所・就労の斡旋等生活環境の整備をもって、林業への関心・参加を促すことを検討する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表Ⅲ—1のとおり定める。

表Ⅲ—1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積(ha)
ニホンジカ	96,99-2	189
カモシカ	96,99-2	189

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について、ニホンジカまたはカモシカを対象鳥獣とする鳥獣害防止対策が計画されていることとする。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情や被害状況に応じ、表Ⅲ—2に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

表Ⅲ—2 対象鳥獣別の鳥獣害対策例

対象鳥獣の種類	計画期間内における被害の程度及び予測される被害	
	甚大	左記以外
ニホンジカ	防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布等	巡視、現地調査等による森林のモニタリングの実施等
カモシカ	防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布等	巡視、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努める。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努める。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行う。

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除、予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努める。

松くい虫被害及びナラ枯れについては、被害拡大を防ぐため早急に伐採するものとする。

(2) その他

被害拡大防止のため、樹幹注入剤等による防除の推進を図るとともに、被害の状況等に
応じ、被害跡地の復旧や他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域
外における対象鳥獣による森林被害を防止するため、森林所有者等に対し、被害防除方法を周
知すると共に、防除資材の導入の推進を図るものとする。またイノシシによる山林の掘り起こ
しが発生している地域においては、駆除等による適切な生息頭数管理を行う。

3 林野火災の予防の方法

林野火災による森林被害を未然に防止するため、万が一の消火活動に資するため、作業道、
林内歩道、消火の際の水源等の把握、整備を図るとともに、徹底した啓蒙活動や森林巡視を行
い、林野火災の警防等を推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、「安中市火入れに関する条例」に基づき適正かつ安全に実施する
ものとする。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

表Ⅲ—3に掲げる森林は松くい虫被害が新たに発生しており、被害の蔓延防止、終息に向け
て早急に伐採するものとするが、樹種転換についても推進していくものとする。さらに、病害
虫の蔓延を防ぐために緊急に伐倒駆除の必要が生じた場合等については、ここに定める森林以
外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

表Ⅲ—3 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	伐採を促進すべき理由	備 考
高度公益機能森林に指定されている森林 を除く、市内全域の松林	松くい虫の被害を受けて いる。	松の伐採木処理は 必ず行うこと。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、表IV-1に掲げる森林について、それぞれに示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

表IV-1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
板鼻地区	82/188, 193-1~194	11.22	7.69	3.53	0	0	0	天神山 自然の森

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法を表IV-2のとおり定める。

表IV-2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

設定すべき区域周辺の施設整備状況、地理的条件、地域の要請等に基づき、利用の見通し、効果を総合的に判断し、適切な施設整備を実施するものとする。また、当該区域内における立木について、上層木の期待平均樹高を定めるものとする。以下表IV-3 表IV-4に示す内容を基準とする。

表IV-3 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設

表IV-4 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備考
ス ギ	20 m	
ヒ ノ キ	20 m	

4 その他必要な事項

施設整備にあたっては、豪雨被害を受けたり、他地域への災害発生源となったりしないよう雨水処理対策を十分に検討し実施するものとする。また、車両の進入等による事故、利用者による火災等の防止を考慮するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」における主伐後の植栽
- イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」
- ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
安中南	1~7,8-1~8-4,10,11-1,11-3,12-1,12-2,13,14-1,14-2,15,16-1~16-3,17,19	428
安中北	64,65,67~74,79~82	557
下秋間	35~43,44-144-2,45~49,66,75~78	851
上秋間	24,50~63	762
増田・後閑	26~34,117~126	939
安中中央	20~25,84~86,87-187-2,88,89-1,89-2,90,91,127~129	367
新井・土塩	92-2,104~106,107-1,107-2,108~116	958
坂本	99-1,99-2,169-3,170-1,171-1,173~181	937
横川・原	92-1,93,94,96~98,100~103,130,167,168,169-1,169-2,170-2	837
入山	131,158~166	824
北野牧	132~135,148~157	1,055
西野牧	95,136~137~147	882
計		9,397

2 生活環境の整備に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者及び林業就業者が山村地域で生活することが重要であり、木材、特用林産物等の森林資源や山村特有の魅力を活用した就業機会の増大等、それぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて山村地域の定住を促進し、その活性化を図る。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林資源を活用した地域の活性化を図るため、林道等の整備を推進していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林所有者の理解・協力を得ながら、地域及び都市部の児童生徒・住民を対象に森林を理解してもらうための施設を整備する。

また、都市住民や地域住民が里山林に関心を持ち、身近な森の整備に参加・協力できるよう森林体験活動の指導者育成、ボランティア団体支援、交流基盤の整備、広報活動を行う。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は、以下に示すとおりとする。

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
天神山自然の森	板鼻地区	12.9ha ・遊歩道 2268.2m ・あずまや 1棟 ・見晴小屋 1棟 ・見晴台 1箇所	板鼻地区	既存施設の適切な 維持管理	
自然学習施設			坂本地区 間仁田地区	森の体験、研修施 設 一式	
松井田城址森 林空間整備			高梨子地区	森林空間整備 5ha 遊歩道 3,000m	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１） 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林はほとんどが個人の資産でありながら、自然環境、景観といった公益的な役割を果たしていることから、森林の所有の有無にかかわらず、市民自らが地域の森林に関心を持ってもらえるよう推進方策を検討していくものとする。本市では、自治会をはじめ、NPO やボランティア等による森林への関わりを推進していくこととする。

また、市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、総合学習のメニューの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくり体験等を推進する。

（２） 上下流連携による取り組みに関する事項

本市（川上）の森林を首都圏等（川下）の水源林の一部としてとらえ、首都圏等（川下）の森林・林業関係団体や住民団体等に対して、水源の森林造成に関心を持ってもらい、また参加してもらうように積極的に働きかけるものとする。

（３） 施業実施協定の参加促進対策

本市に在住・不在に関わらず広く協定への参加を促すため、情報の周知等を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

7 その他必要な事項

（１） 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

（２） 市有林の整備等

本市は現在人工林を中心に約300haの森林を有しており、人工林については森林組合に保育・間伐等を委託し実施するものとする。また、天然林も含め必要に応じ各種試験調査、研修の場としての活用を検討するものとする。

(3) 広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進方策

森林の所有に関係なく、市民や都市住民に森林の持つ様々な機能を周知し、森林整備活動等への関心を持ち、身近な森の整備に参加・協力できるよう森林体験活動の指導者育成、ボランティア団体支援、交流基盤の整備、広報活動を行う。

(4) 森林の多面的機能の発揮を図る観点からの地域の活性化に関する基本方向

森林の機能である、貯水・保水、地球温暖化を防止する CO2 の吸収、山地災害を防止、生活環境保全、動植物生息の場、レクリエーションの場、森林学習の場といった多様な価値を維持・増進する。

山林資源を「わたくしたちは、自然豊かなふるさとを愛し、文化、教育、いろいろな産業をはぐくむ活力あるまちづくりをめざします。」と謳った安中市民憲章に則り、地域の森林を健康で快適な安中市の発展を推進するための貴重な財産と位置づけ、市民が望む森林の管理、活用等のあり方を模索し、森林への関与を積極的に図っていくこととする。また森林をその経済的価値や産業としてではなく、自然に対する慈しみや人間をはじめ、生き物の生命の尊さを感じ取るための教本・教材の役割として、その活用を図る。

[別 紙]

別表 林道の開設・拡張計画

開設 拡張別	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	利用区 域面積	前半5 カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1,900	76	○		
				1路線	1,900	76			
拡張	自動車道		安中市	胡桃沢	600				改・舗
拡張	自動車道		安中市	赤根沢	1,200				改・舗
拡張	自動車道		安中市	長源寺	4,500		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	般若沢	1,200				改・舗
拡張	自動車道		安中市	大谷津	600				改・舗
拡張	自動車道		安中市	柿平	1,500				改・舗
拡張	自動車道		安中市	茶臼山	600				改・舗
拡張	自動車道		安中市	柿平・三俣	500				改・舗
拡張	自動車道		安中市	森熊支	800		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	森熊	800		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	赤根沢支	400				改良
拡張	自動車道		安中市	柿平宮掛	200				改良
拡張	自動車道		安中市	青木山	200				改良
拡張	自動車道		安中市	満行寺	100				改良
拡張	自動車道		安中市	入会沢	100				改・舗
拡張	自動車道		安中市	平	200				改良
拡張	自動車道		安中市	上月	100				改良
拡張	自動車道		安中市	譲沢	100				改良
拡張	自動車道		安中市	苧稻・湯ノ谷津	900				改・舗
拡張	自動車道		安中市	苧稻・岩戸	1,700				改・舗
拡張	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1,300		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	苧稻・檜山	1,100				改良
拡張	自動車道		安中市	赤松沢	2,000		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	城山	500				改・舗
拡張	自動車道		安中市	小根山	1,400		○		改良
拡張	自動車道		安中市	水谷支	300				改良
拡張	自動車道		安中市	行田中木	600		○		改・舗
拡張	自動車道		安中市	高墓小根山	500		○		改良
拡張	自動車道		安中市	高坪	200				改良
拡張	自動車道		安中市	北高墓	100				改良
拡張	自動車道		安中市	矢崎	200				改良

開設 拡張別	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	利用区 域面積	前半5 カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		安中市	水谷	600				改良
拡張	自動車道		安中市	妙義荒船	1,000				改良
拡張	自動車道		安中市	高墓道添	600				改良
拡張	自動車道		安中市	倉骨	1,500				改・舗
拡張	自動車道		安中市	野ヶ久保高墓	400				改良
拡張	自動車道		安中市	中木西尾	400		○		改良
拡張	自動車道		安中市	霧積	700				改良
拡張	自動車道		安中市	霧積支	100				改良
拡張	自動車道		安中市	赤坂	1,400				改良
拡張	自動車道		安中市	久保	200				改良
拡張	自動車道		安中市	三ツ頭	300				改良
拡張	自動車道		安中市	大平	100				改良
拡張	自動車道		安中市	曲沢	100				改良
				44 路線	31,900				

注1 計画期間:令和2～12年度(10年間)